生駒市条例第20号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月9日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例(平成12年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の37の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表 の44の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同 表の45の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建 築等計画等認定申請手数料」に改め、「の認定」の次に「又は同条第6項若しく は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、「住宅を新築 しようとする場合」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合」に、 「住宅を増築し、又は改築しようとする場合」を「住宅の増築若しくは改築に係 る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の場合」に改め、同表 の47の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅 建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「の認定」の次に「又は同法第8条 第2項において準用する同法第5条第6項若しくは第7項の規定による長期優良 住宅維持保全計画の変更の認定」を加え、「住宅を新築しようとする場合」を「 住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の場合」に、「住宅を増築し、又は改 築しようとする場合」を「住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計 画又は長期優良住宅維持保全計画の場合」に、「第2号等変更の場合 9,00 0円」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5 号、第6号又は第7号に係る変更(以下「第7号等変更」という。)の場合 9,

000円」に、「第2号等変更の場合 11,000円」を「第7号等変更の場合 11,000円」に、

な

- 21,000円と次に掲げる額を合算した額
- ア 第1号変更の場合(長期使用 構造等確認計画である場合を 除く。) 136,000円
- イ 第2号等変更の場合 16,000 円
- ウ 第3号変更の場合 2,000円

- 21,000円と次に掲げる額を合算した額
- ア 第1号変更の場合(長期使用 構造等確認計画である場合を 除く。) 136,000円
- イ 第7号等変更の場合 16,000 円
- ウ 第3号変更の場合 2,000円

に、「第2号等変更の場合 24,000円」を「第7号等変更の場合 24,000円」に、「第2号等変更の場合 47,000円」を「第7号等変更の場合 63,000円」を「第7号等変更の場合 63,000円」を「第7号等変更の場合 78,000円」を「第7号等変更の場合 78,000円」を「第7号等変更の場合 78,000円」に、「第2号等変更の場合 141,000円」に、「第2号等変更の場合 141,000円」に、「第2号等変更の場合 188,000円」に、「第2号等変更の場合 188,000円」に、「第2号等変更の場合 188,000円」に、「第2号等変更の場合 235,000円」を「第7号等変更の場合 235,000円」に改め、同表の50の項中「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に、「による長期優良住宅建築等計画」を「による長期優良住宅建築等計画」を「による長期優良住宅建築等計画」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2の37の項及び44の4の項の改正規定は、公布の日から施行する。